参考資料

- 1.計画策定の経過等
- 2. 甲斐市緑の基本計画策定委員会設置要綱及び委員名簿
- 3. まちづくりに関する市民アンケート調査票
- 4.緑のワークショップの活動と成果
- 5. 甲斐市緑のまちづくり条例及び関連要綱
- 6.用語の解説

1. 計画策定の経過等

(1)計画策定の経過

年月	項目	内容
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	・緑の基本計画の概要と計画策定のスケジュール
H19年		・甲斐市の都市特性
12月	第1回策定委員会	・都市公園の利用実態調査結果
		・アンケート調査内容
H20年	緑に関するアンケートの	配布数 5,000票 (市内18歳以上の男女を対象)
1月	実施	回答数 1,574 票 (回収率 31.6 %)
2 月		
	第 1 回庁内策定連絡会議	・緑の基本計画の概要と計画策定のスケジュール
3月		・甲斐市の都市特性と緑の問題点
373	第2回策定委員会	・緑に関する市民意識
		・緑のまちづくりの課題と計画の方針
4 月		
5 月		
	第 1 回ワークショップ	・市内に分布する緑のお宝探し
6月		・緑の基本計画に関連する行政部局(庁内8課) 学校(2
	関連機関へのヒアリング	校)企業(5社)へ、政策との整合の可能性や連携・協
		働の可能性についてヒアリングを実施
7月	第 2 回ワークショップ	・緑のお宝について現地視察
		・ワークショップの実施とその経過
	第2回庁内策定連絡会議	・緑のまちづくりの課題と計画の理念・基本方針 ・緑地の配置方針
		・緑地の配直万町 ・実現に向けた施策の方針
		・計画策定の流れと計画範囲
8月		・緑のまちづくりの課題と計画の基本理念・基本方針(素案)
	第3回策定委員会	・緑地の配置方針(素案)
		・緑地の保全及び緑化の推進に向けた施策の方針(素案)
		・施策に関する検討事項
	第 3 回ワークショップ	・緑のお宝について、緑の基本計画への活かし方を協議
9月		
10月		
11月	第3回庁内策定連絡会議	・緑の基本計画(素案)
11/3	第4回策定委員会	・緑の基本計画(素案)
12月		
H21年	パブリックコメント実施	・緑の基本計画(案)について
1月	(1/26から2/25まで)	
2月	第 1 回都市計画審議会	・緑の基本計画(案)についての諮問
3 月	第 5 回策定委員会 	・緑の基本計画(案)の最終説明
- , ,	第2回都市計画審議会	・緑の基本計画(案)についての答申

(2)都市計画審議会への諮問書

甲斐都第2-24号 平成21年2月17日

甲斐市都市計画審議会長 様

甲斐市長 保坂 武

「甲斐市緑の基本計画」(案)について(諮問)

甲斐市緑の基本計画とは、都市緑地法第4条に基づく「市町村の緑地の保全及び緑 化の推進に関する基本計画」であり、将来に向けて本市の緑のあるべき姿を明らかに し、その実現のための取り組みを示すものであります。

花と緑あふれるまちづくり「ガーデンシティ・甲斐」の実現に向けた施策等について、ご意見をいただきたく、ご審議のうえ答申くださいますようお願申し上げます。

(3)都市計画審議会からの答申書

平成21年3月19日

甲斐市長 保坂 武 様

甲斐市都市計画審議会 会 長 神田 睦 興

「甲斐市緑の基本計画」(案)について(答申)

平成21年2月17日付け甲斐都第2-24号で本審議会に諮問のあった「甲斐市緑の基本計画」(案)については、第1次甲斐市総合計画や甲斐市都市計画マスタープランの将来像や方針に即し、市民、企業、行政が協働して、花と緑あふれるまちづくり「ガーデンシティ・甲斐」を目指した計画となっています。

よって、審議した結果、本計画書の内容は妥当と認めます。なお、計画の実施にあたっては、次の事項に十分留意されるよう要望します。

- 1 緑の基本計画策定の目的や基本理念などを、わかりやすく市民に伝え、情報や認識の共有化を図り、市民・企業と協力しながら、花と緑あふれるまちづくり「ガーデンシティ・甲斐」の実現に努めること。
- 2 市の特徴である森・里・まちの緑を活かしながら、先人より受け継いできた緑を守り、市民活動や快適な生活を支える緑をつくり・育てていけるようなしくみづくりに努めること。
- 3 緑化啓発活動などにより市民の緑化意識の高揚を図り、一人ひとりが緑の保全・ 創出・管理などに責任を持ち、主体的に関わりをもてるような環境づくりに努め ること。

(4)都市計画審議会条例

甲斐市都市計画審議会条例

平成16年9月1日 条例第139号

(設置)

第1条 都市計画行政の円滑な運営を図るため、都市計画法(昭和43年法律第100号)第77条の2 第1項の規定に基づき、甲斐市都市計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

- 第2条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。
- 2 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。
 - (1) 識見を有する者 7人以内
 - (2) 市議会の議員 3人以内
 - (3) 関係行政機関若しくは山梨県の職員又は市民 5人以内
- 3 識見を有する者及び市民につき任命される委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 前項の委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、非常勤とする。

(臨時委員及び専門委員)

- 第3条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置く ことができる。
- 2 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。
- 3 臨時委員及び専門委員は、市長が任命する。
- 4 臨時委員は当該特別の事項に関する調査審議が終了したとき、専門委員は当該専門の事項に 関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
- 5 臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

(会長)

- 第4条 審議会に会長を置き、識見を有する者につき任命された委員のうちから委員の選挙によってこれを定める。
- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(議事)

- 第5条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。
- 2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開く ことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否

同数のときは、会長の決するところによる。

(幹事)

第6条 審議会に、幹事若干人を置く。

- 2 幹事は、市職員のうちから市長が任命する。
- 3 幹事は、会長の命を受け、審議会の事務を処理する。

(雑則)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年9月1日から施行する。

(最初に任命される委員の任期)

2 この条例の施行後最初に任命される第2条第3項の委員の任期は、同項の規定にかかわらず、 平成18年3月31日までとする。

(5)都市計画審議会委員名簿

平成21年2月現在

役職名	選出区分	氏 名	備考
会 長		神田 睦興	
職務代理		横山善宏	
委 員	 	小宮山 武久	
委 員	識見を有する者 	込山 博	
委 員		清水 毅	
委 員		竹井 清八	
委 員		小浦 宗光	建設経済常任委員長
委 員	市議会の議員	中込 助雄	建設経済常任副委員長
委 員		清水 喜代栄	建設経済常任委員
委 員		天野 七郎	市自治会連合会長
委 員		清水 美代子	
委 員	関係行政機関・市民	須藤 孝子	
委 員		豊田泰長	市農業委員会長
委 員		八代 静枝	

2. 甲斐市緑の基本計画策定委員会設置要綱及び委員名簿

(1)甲斐市緑の基本計画策定委員会設置要綱

平成19年7月12日 訓令第20号

(設置)

第1条 都市緑地法(昭和48年法律第72号)第4条第1項の規定に基づく本市の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画(以下「緑の基本計画」という。)を策定するため、甲斐市緑の基本計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。
 - (1) 緑の基本計画の策定に関すること。
 - (2) その他緑の基本計画策定に必要な事項

(組織)

- 第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 識見を有する者
 - (2) 一般住民
 - (3) 地域住民代表者
 - (4) 関係団体の役職員
 - (5) その他市長が必要と認める者

(任期)

- 第4条 委員は、緑の基本計画の策定が終了したときは、解任されるものとする。
- 2 前条の規定による委員のうち、役職により委嘱された者の任期は、その職に在職する期間中 とする。

(委員長及び副委員長)

- 第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選任する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その 職務を代理する。

(会議)

- 第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。
- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、都市建設部都市計画課において処理する。

(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

(2)甲斐市緑の基本計画策定委員会委員名簿

委員区分	委員名	所属等
委員長	金子 忠一	東京農業大学教授
副委員長	渡辺 ひさ子	フラワーコーディネーター
委員	飯沼 春義	公募市民
委員	岡田 光隆	公募市民
委員	西 東美	公募市民
委員	仲田 貴三	竜王地区自治会連合会
委員	堀内 克一	敷島地区自治会連合会
委員	渡邉 利昭	双葉地区自治会連合会
委員	伊藤 君子	花と緑のまちづくり推進協議会
委員	塩沢 紀雄	花と緑のまちづくり推進協議会

3. まちづくりに関する市民アンケート調査票

3. これからのまちづくりについてお聞かせ下さい。

甲斐市のまちづくりに関するアンケート調査票

【回答方法】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		『「住宅や店舗等が集実る地域」、「工業等の生産施設が集まる地域」、「最地や緑を残す地域」などに分けてまちづくりを進める』といった考えがありますが、あなたはどの様に思いますか?	物域、「機物や縁を残す地域」などに分 さばどの様に思いますか?
・()な の簡単には文字や数語を記憶入下さい。影響は名スペースが不足する語の・()な	Θ	① 整然としたまちづくりを進めるため、地域を分けたほうが方がよい	かよい
6日や別紙に書	0	乱雑なまちにならないよう、地域を分けた方がよい	
・回答をご記入後、同封した封憲に入れ投図してください。(切手は不要です)	8	③ 今後は、大きな開発があまり考えられないから、特に地域を分けることはない	分けることはない
	9	農地などの縁と住宅が混在している環境が良いので、地域を分けない方がよい	分けない方がよい
1. あなたご自身についてお聞かせ下さい。	9	その他 (0
この性別及び年齢をお聞かせ下さい。	配2	筆部や画板にしいた色や形体が複複響した、乗りい簡単やをしくったの、風景を中るといった巻头がから手ょす。 まれれず ごくまず 田・キャジン	0くったり、風景を守るといった考えが
注約 カ・メ 干ሞ () 数		このなった。のないはいって終います。これが、これには、これをしまって、これをして、これをして、これをして、これをして、これをして、これをして、これをして、これをして、これをして、これをして、これをして、	1
間2 お住まいの地区名をお聞かせ下さい。	9 6	収り製造したとのだしたのです。 日発出をで向りが少重表的たらだかができます 自選 ズイマ もが無 ませい エルト おこお ア 座れ さく 登覧 サポープ	ひた力がよい な士式 F.ご
(旧竜王町) ① 竜王 ② 篠原 ③ 万才 ④ 富竹新田 ⑤ 竜王新町 ⑥ 名取 ③ 西八幡 ⑧ 玉川	9 6	◎ 英義ノヘングリヤデジョローンで表してこのようを受わまったとディン・※ 田舎住にはからしいな過度など、7回じためのた。 重節を作って到ませた	いると聞いたこ
(旧數島町) ⑨ 島上条 ⑩ 中下条 ⑪ 牛句 ⑫ 娥 ⑬ 大久保 ⑭ 天狗沢 ⑭ 大下条 ⑯ 長塚	9 @	② 十次に行うにいると、今後25%です。「あるようかい、これをは、プログラインをは、日本のでは、「おいます」といるという。	ノカスはい
◎ 第子平 ◎ 禁戸 ◎ 打返 ◎ 亀沢	0	その他 ((
《《下节》:《《上稿》:《《日本》:《《本》:《《本》:《《宋书》 《《下书》:《《日本》:《日本》:			
	4. 录	形だりへの多句画観にしている題が力下がい。 书可念をを手れたとったおそれでという手を、 田澤七一世子女手れたとのくを来回念をを呼ばてい	スキガルノごくで本印象を分字はアルン
2. 居住についてお聞かせ下さい。		5.我を言うやひノヘンごぞろひょうこやッと、 ナギディミントプラダイ 女雅・女子さい	DAY ON THE WINDSANGE OF
間1 現在の場所にお住まいになって何年ですか?		いている。このようでは、「中国の参加を超していった。それぞれに回答下さい。	いこ回路下さい。
① 5年末書 ② 5~10年 ③ 10~20年 ④ 20~30年 ⑤ 30年以上	-		
間2 現在お住まいの場所は住みやすいですか? ③・④とお答えの方はその理由もお聞かせ下さい。	(A property of the property of
① 住みやすい ② どちらかというと住みやすい	9 €	● 報之こを表を言いる● ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	の
3	9 6	, i	の参加可能は大き配が (6を主動者は、4、4、4)。
14	9 6		VIII 1 - VII
田龍(の)(単位) (同)	⊕ (加に取り組んでいない	のの一つでは、
問3 現在の場所の前にお住まいになっていた場所をお聞かせ下さい。	(2)	⑤ わからない ⑤ わからない	ない
こ住んだ事がない ② 甲斐市の別の場所 (2000	1たがのの訳がJへのは、市町介作数が設定面でなどの適合とこへ、利所がこうが地域がある訳が、から兼行が集めらせい。	りていくべきだといった考えがあります
③ 果内の () 市町村 (④ 県外の () 都道府県	e	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	か行っておが
回 そら名 ()	9 8	サラスがの投資によっては受けていた上述にあります。シャン・ションの市民で行政とが役割が加工ながの結構にまれるへのを行ってきた。	10. 八二日
194 自問で②~⑤とお答えの方にお唱むします。転居の際に現在の場所を強んだ理由は向ですか? あてはまるものを2つまで強んで下さい。	⊚ (③ 基本的には行政が責任をもってまちづくりを進めるべきだ	
① 通勤・通学に便利だから ② 結婚した相手が住んでいたから	€	その個 (
③ 住宅や家賃が平頃だったから ④ 豊かな自然環境を魅力と感じたから	10000000000000000000000000000000000000	間3 にたからのまちづくりに関し、どの程度参加したことお者えですか?	ですか?
⑤ 広いスペースの確保が可能だから ⑥ 買物などの日常生活が便利だから	Θ	① まちづくりのあらゆる機会において積極的に係わりたい	
② 生まれた所だったから (S) 安心・安全 (災害・犯罪面) だから	0	興味があることについては積極的に係わりたい	
⑤ その他(8	要請があれば参加しても良い	
問ち 今後も甲斐市に住み続けたいとお考えですか? ③・④とお答えの方はその理由もお聞かせ下さい。	⊕ @	あまり参加したいとは思わない。 今ノ参加しないよび囲れない	
住み続けたいと思う	9 6	Hへ参信したいいはもんない。 小で香(
③できれば他市町村に移りたい ④ すぐにでも他の市町村に移りたい)	1	
【③・④とお答えの理由】	*	※まちづくりに関するご意見等がございましたら、表面の右下の自由記入欄にご記入ください。	記入欄にご記入ください。

	2
-	>
-1	Ü
Ń	J
*	S
1	/
1	/ !
ž	ξ
1	₹
8	Ι
Ē	2
ï	٦
T	_
1	5
7	۶
1	;
7	ᅺ
ą	Ķ
ě	ij
9	Ħ
٠	sì
-	J
2	Ц
5	=
6	s
79114	ä
3	ñ
#	4
U	ń
-	,

- 居住されている地域の緑の環境について、どの様にお考えですか?
- 型類 🖯
- ② どちらかといえば満足

③ どちらともいえない

- (5) 不識 ④ どちらかといえば不満
- 居住されている地域の縁の環境について、どのような点が良いとお考えですか?
 - あてはまるものを2つまで選んで下さい。
- ② 美しい田園県境が広がっている
- 山や川などの自然環境が豊かである ③ 身近な縁が多い

⑤ 景色が良い

- ④ 公園やスポーツ施設などがある
- ⑥ その他 (
- 居住されている地域の緑の環境について、問題と思われることがありますか? 1000
 - あてはまるものを2つまで選んで下さい。
- ② 市街地の魅力を高める縁が少ない □ 山林や農地の荒廃が広がっている
- ④ 縁の管理が十分ではない ③ 身近に公園やスポーツ施設などがない
- ⑤ 市民や企業の緑化活動が活発ではない ⑥ その他(
- 公園やスポーツ施設、観光・レクリエーション施設を、どの程度利用されていますか?それぞれの施設について、ご回答ください。 1000年

施股名称	ほとんど毎日	画に1~2回	月に1~2回	年に数回	利用しない
身近な小さな公園	1	2	63	4	2
な公園やスポーツ施設	1	23	33	4	5
その他の観光施設など	1	23	3	4	5

甲斐市の緑化推進事業についてお聞かせください。 o.

甲斐市では「ガーデンシティ甲斐」を目指し、生垣・花塵等の設置補助や、新茶・結婚・誕生の 縁化記念樹交付などの事業を行っております。これらの事業について、それそれご回答ください。

		知らな	知らなかった	1
事業名	知っている	知っている 機会があれば 利用 (広夢) したい	利用 (応募) する気はない	その他 (具体的にご配入ください)
生垣・花壇等設置補助事業	1	2	3	
綠化配念樹交付事業	1	2	3	
生垣・花壇・コンテナコンクール	1	2	3	

甲斐市花と縁のまちづくの推進協議会では、幹線道路沿いなどに花壇を設置し、地域のグループに おいて、花植えや水やりなどの管理を行っています。この事業について、ご回答ください。 間2

③ 草花よりも常緑樹などがよい

○ 巻しいまちなみが形成されている

- ② 季節の花が咲いていてきれい
- 地域の交流の場になってこる €
 - 6
 - その他(

いれがのの「後」にしいてお覧が加くがおい。

⑤ 気がつかなかった

- 甲斐市の魅力を高めるために、これからの縁において、どのようなことに重点を注ぐべきだと <u>-</u>2
 - お考えですか? あてはまるものを2つまで選んで下さい。
- 適切な保全や管理を行い、「山林」や「農地」を再生する
- ② 甲斐市の魅力となる「集客力の高い緑」を生み出す仕組みづくりをする ③ 市街地にある「質の高い緑」を増やし、まちの魅力を高める
- ④ 公園やレクリエーション施設の充実を図る
- ⑤ 市民や企業の緑化活動を支援し、恊働の体制を整える
- ⑥ その他 (
- 緑化活動に関し、どの程度参加したいとお考えですか? 10000
- 緑化活動のあらゆる機会において積極的に係わりたい ② 興味があることについては積極的に係わりたい
- ③ 要請があれば参加しても良い
- ④ あまり参加したいとは思わない
- ⑤ 全く参加したいとは思わない
- 前間で①~②とお答えの方にお聞きします。どのような様化活動に関わがありますか? あてはまるものを2つまで選んでください。
- ② 身近な公園や道路の緑化活動などに参加する ① 自分の庭やベランダを縁化する
- ⑥ その他 (⑤ 緑の保全や緑化などに意見を述べる ③ 緑の夢金活動などに協力する
- ④ 自然環境保全活動に参加する

間4 甲斐市又は居住されている地域の中で、あなたが大切にしたい縁は何ですか?

具体的にご記入ください。

I ! ! ١ į I | : | : |

その他、甲斐市のまちづくりや縁に関することについて、ご意見・ご要望等ありましたら、自由にご記入ください

4. 緑のワークショップの活動と成果

(1)緑のワークショップの活動

ワークショップ運営一覧表

	開催日時	参加数	内 容	成 果
第 1 回ワークショップ	平成 20 年 6 月 22 日(日) 13:00~15:30 竜王北部公民館	26人	緑の基本計画の主旨とこれまでの経緯の説明 ワークショップの内容 緑のお宝探し ・緑のお宝 イベントのお宝 ・人のお宝 ・人のお宝 ・人のお宝 ・その他した緑のお宝 全体の意見交換 今後のスケジュール及びお宝活用 シートの記入の説明	緑のお宝 80 項目抽出 緑のお宝分布図
第 2 回ワークショップ	平成 20 年 7 月 26 日(土) 13:00~16:30 市内視察	19人	第 1 回ワークショップで抽出した 緑のお宝について現地視察 【亀沢の棚田-敷島クラインガル テン-矢木羽湖-信玄堤-双葉水 辺公園】 ・各場所で緑のお宝について解説	現場確認による緑のお 宝の一層深い理解への 誘導 はじめて見て印象深 かったとの参加者の 感想あり
第 3 回ワークショップ	平成 20 年 8 月 11 日(月) 13:30~16:00 甲斐市役所竜王庁舎	17人	これまでのワークショップを踏まえた「緑のお宝 お気に入り探し」グループ毎に「お気に入り 10」を抽出参加者全員の総意となる「お気に入り 10」について、緑の基本計画への活かし方を協議	展 は に

緑のワークショップ・ニュース No.1

◇◆甲斐市緑の基本計画◆◇

第1回:お宝さがし



お宝を発掘しています!

市では、花と緑あられた潤いあるまう づくりを実現するため「緑の基本計画」を策 守中です。

この計画に、市民のみなさんの意見や考え 方を活かすため、広く参加者を募りワークショップ(市民懇談会)を開催しています。

第1回ワークショップでは、参加され たみなさんが大切に思っている「お宝」につ いて、お互いに楽しく情報交換しながら、「お 宝マップ」を作りました。

緑のお宝をたくさん発掘!

** 市の特性を把握するため、みなさんが「大切に思う縁」や「地域で守ってきた伝統文化」には、どんなものがあるのか。次のキーワードを手がかりに「お宝」を発掘しました。

- ◆縁について: 優価のある木や花、お気に入りの風景など
- ◆人について:緑に関する達人や匠など
- ◆伝統文化について:後世に伝えたい祭りや習慣など
- ◆その他:上記に含まれないもの



3つのグループに分かれてお宝の発掘に取り組んだ結果、お宝の数は延べ80項目に及び、それぞれのグループで作成した「お宝マップ」には、魅力あふれる資源が盛りたくさんでした。

あなたは見過ごしていませんか?



甲斐市で生まれ育った私でも、知らない「お宝」がたくさんありました。身近にあるのに気付いていないなんて、本当にもったいない。改めて、みなさんがお住まいの地域を見直してみませんか。

大切に思う緑や風景、伝統文化などの「お宝」を、活かし、後世に継承するためには、どうすればよ いのか、一緒に考えていきましょう。

第2回ワークショップは、7月26日(土)に今回発展されたお宝のいくつかをバスで 視察します。定員に若干の余裕がありますので、興味のある方はご参加ください。 【問い合わせ先】甲斐市 都市計画課 計画担当 Tel 055-278-1669(直通)

·クショップ・ニュース Not

◇◆甲斐市緑の基本計画◆◇

第2回:緑のお宝みて歩き



平成20年7月26日(土) 亀沢の棚田-クラインガルテ 矢木驱湖-信玄堤-双锥水辺公園



何田の総領を疑さました

市では、花と緑あられた潤いあるまちづ くりを実現するため「緑の基本計画」を策定 中です。

この計画に、市民のみなさんの意見や考え 方を活かすため、広く参加者を募りワークシ ヨップ(市民懇談会)を開催しています。

第2回ワークショップでは、前回出され た主な「お宝」について、現地へ出かけ、阿 味深いお話を聞きました。

緑のお宝を自分の目と足で確認!





20 見ると聞くとでは大連い!!現場では、活動のご苦労や歴史のお話をうかがって、お宝への興味が 深まると共に誇らしさが一層増した一日でした。

◆銀沢の棚田

1600年頃から開墾された歴史ある棚田で、全国ベスト50以内に入る規模だそうです。秋には畔 にヒガンパナが咲き、黄金色の相とコントラストが美しい風景が見られるので、今から楽しみです。

◆甲斐散島梅の里クラインガルテン

滞在型区面は50区面あり、東京、名古屋、大阪からも申し込みがあります。希望者が多く、競争 倍率が30倍を越えた年もあったそうです。クラブハウスでは、とれたて野菜が販売されています。

◆锁沢貯水池(矢木羽湖)

湖の周りにはサクラが植えられており、市内のサクラの名所として有名です。また、釣りスポット としても知られており、誰やブルーギル、ブラックバスが釣れます。

◆信玄場

信玄堤薬内人から、パンフレットには書かれていない歴史的な楽しいお話 を聞くことができました。水害の多いわが国で350年間もの長い間、決 壊しなかった提は、わが市の誇りとなる重要なお宝と認識を深めました。

◆双葉水辺公園

信玄堤の治水構造上重要な、郵助使川の水流を減衰させる高岩を間近にみることができます。 親水河川では、子供達が楽しそうに魚やザリガニなどをとっていました。

第3回ワークショップは、8月11日(月)に、これまで発掘したお宝のまちづくりへの 活かし方をみなさんで話し合いたいと考えています。

(問い合わせ先) 甲斐市 都市計画課 計画担当 Tol. 055-278-1669 (直通)

◇◆甲斐市緑の基本計画◆◇ **********

第3回:緑のお宝



お気に入り探し

平成20年8月11日(月) 甲斐市投所 毫王庁舍



市では、花と縁あられた潤いあるまちづ くりを実現するため「緑の基本計画」を策定 中です。

この計画に、市民のみなさんの意見や考え 方を活かすため、広く参加者を勢りワークシ ョップ (市民制助会) を開催しています。

第3回ワークショップでは、これまでの ワークショップを踏まえて、線のお宝の「お 気に入り」を選びました。

決定! みんなで選んだ「緑のお宝 お気に入り」10

OF ワークショップ参加者全員で「緑のお宝」の中で特に注目する「お気に入り」10項目を選びました。 さらに、「緑の基本計画」の施策へ反映するため、このお宝の保全や活用の考え方を協議しました。

◇◆ 緑のお宝 お気に入り 10 ◆◇



1. 信玄場

富士山、南アルブスが見え、夕日や対岸からのサクラも美しい。

2. おみゆきさん(三社神社のきつり)

他にない、治水祈願のお祭りで、後世に継承してゆきたい伝統行事である。

3. 赤坂台総合公園(ドラゴンバーク)

眺望がすばらしく、レクリエーション施設として多くの人達が利用している。 4. 柳荘大式学問まつい(山県神社のまつい)

山県大弐先生の遺憾をしのぶ伝統行事として継承されている。

5. 旅报の棚用

400年前から開墾された歴史ある撤田で、ボランティアの人達によって維 持されている。

6. 荒川土手沿いの桜

州川土手沿いに樹齢60年になるソメイヨシノ約60本が植えられている。 7. 竜王赤坂・ノフトバークの桜

ソメイヨシノ約200本がサクラのトンネルをつくる。 暇下の夜間もきれい、 8. サントリー登美の丘ワイナリー

プドウ畑と花畑の眺望がすばらしく、1,220本のサクラが開花した時は、 圧巻である。

9. 後沢貯水池(矢木羽湖)

為と達方に見える山並みの風景が調和して美しい。

10. 大久保の太太神楽

後世に継承してゆきたい伝統行事である。







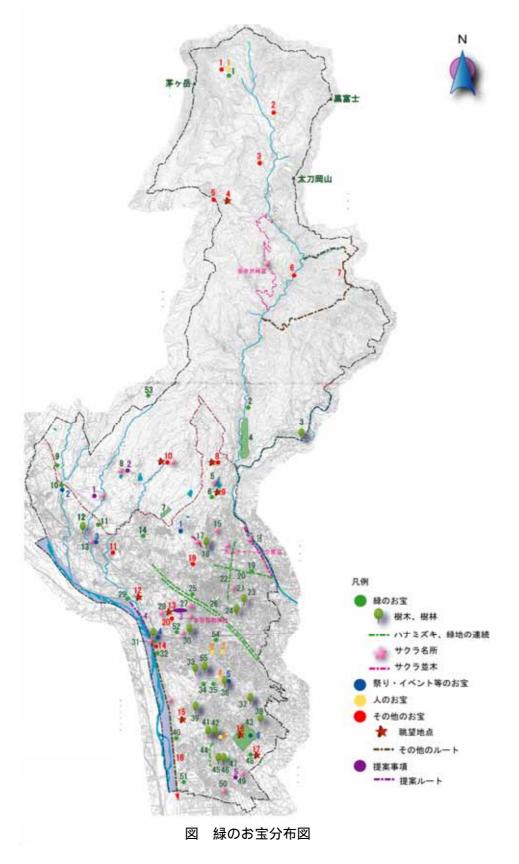
接近野水热(矢木羽棚)(

(2)緑のワークショップの成果

(2)深のフーフフョッフの成未	1	
参加者が選んだ本市のいい所	要望	提案
[お気に入り 10]	女	泛
信玄堤 富士山、八ケ岳、南アルプスが見え、 夕陽や対岸からのサクラも美しい	ホームレスの対応策が必要	
おみゆきさん (三社神社のまつり)	簡素化の傾向にあり、神輿の担ぎ 手が少なくなっている 市全体のお祭りにするには、参加し やすい仕組みづくりが必要	市民フェスタのような取り 組みなど
赤坂台総合公園 (ドラゴンパーク) サクラ、富士山の眺望、緑化がすばらしい		
	サクラの名所が所々にあるので、 さらに竜王駅から貢川沿い、県立 美術館へつながるよう配慮する と、連続性ができる	植栽するサクラは市民から 寄付を募り、サクラに氏名を 記入するなどすると、参加性 が高まるのではないか
柳荘大弐学問まつり (山県神社のまつり) 亀沢の棚田 荒川土手沿いの桜		
竜王赤坂ソフトパークの桜	車の障害にならないよう枝落とし がしてあるが、できるだけ切らな いような管理を期待している	
サントリー登美の丘ワイナリー	サントリーワイナリーへのアプロ ーチを解り易くする工夫があると よい	サントリーと協力して花植 えをするなど
後沢貯水池 (矢木羽湖)	敷島総合公園との一体化が必要で ある	
大久保の太太神楽	今後、残していくべき伝統文化で ある	
その他	オープンガーデンは、将来的な緑 化活動による協働のまちづくりと して、計画に位置づけておいて欲 しい	オープンガーデンの可能性 がある場所のマップづくり など、少しずつ取り組むとよ い

(3)緑のお宝の発掘

緑のワークショップを通して、次のような「花の名所」、「眺望地点」、「巨木」、「公園」、「庭園」、「ホタル生息地」、「眺望地点」などの緑のお宝が発掘されました。



緑のお宝リスト

緑のお宝 (分布図の緑の地点)

	り玉(刀和囚の豚の形の一	<u> </u>
番号	場所と名称	内容
1	上芦沢地区の民間レクリエ	キャンプ、乗馬、陶芸体験などが楽
ı	ーション施設	しめる
2	下芦沢のホタル生息地	
3	寺平のオニグルミ	
4	亀沢の棚田	棚田保存会の活動が行われている。
	後沢貯水池 (矢木羽湖)の環	サクラの名所であり、魚釣りが楽し
5	境	める
		梅の実採りなどの事業が行われて
6	敷島総合公園周辺の梅林	いる
		毎年商工会主催の桑の実摘み祭り
7	 桑の実農園	が行われており、多くの人が訪れて
,	米の天成園	113
8	 蚕業試験所のサクラ	サクラの大木が見られる
		りり プロスネか兄られる
9	双葉地区のホタル生息地	LA 웹사双蘇集茶坦축조사캠프로
10	米笠地区ホタル生息地とポ	JA 梨北双葉集荷場前の休耕田で、
	ピー	ポピーやコスモスが美しい
11	宇津谷の休耕田の活用	
12	 諏訪神社の林	樹勢良好な推定樹齢 300 年のケヤ
. –	HAVE THE AND THE	キの巨木がある
13	 光照寺のサクラ	お寺のサクラの巨木がシンボルで
10	76/11/19/09/09	ある
14	 双葉東小学校の花	グランド東側で花植えが行われて
14	双業呆小子校の化	いる
15	敷島団地東側のサクラ	
		荒川の敷島区間はサクラが美しい。
16	荒川土手沿いのサクラ	県緑化推進機構の「やまなし花の名
		所地」に選ばれている
4.7	天狗沢貢川沿いのサクラ	
17	並木	
18	金山神社の森	
19	八幡神社の境内	
	県道甲府韮崎線のハナミズ	
20	キの街路樹	
21	中下条公園のサクラ並木	
	敷島総合文化会館東側道路	
22	のハナミズキの並木	
23	寳珠寺の大木	
24	大下条中心地の大ケヤキ	
25	双葉サービスエリアのハー	ラベンダー
0.0	ブーカルでは	
26	中央道沿いの緑	116-26-1-177-25-1-32-1-1
27	竜王赤坂ソフトパークの緑	サクラ並木と紅葉が美しい
28	赤坂台総合公園(ドラゴンパ	 花、サクラ、芝生広場が美しい
	- ク)	
29	双葉水辺公園	芝生広場
30	慈照寺	サクラとケヤキ、庭園が楽しめる



亀沢の棚田



桑の実農園



双葉サービスエリアの ラベンダー

番号	場所と名称	内容
	2011	水害防備の歴史を伝える文化資源
31	信玄堤	であり、ケヤキの巨木群が見られる
		市民の憩いの場である
	信玄堤のホタル	地元の小学校や市民団体によるホ
32		タルの保護活動が行われている
33	既存樹林	鳥が集まる
34	篠原地区の個人庭園	
35	県緑化センターの緑	四季の花が美しい
		推定樹齢 300 年の美しい樹姿をも
36	篠原の個人庭園のイトヒバ	つ
	X	コツブガヤ (県指定文化財)、カシ
37	法久寺の大木	ワ(市指定文化財)
38	万才諏訪神社のケヤキの大木	
		市の指定文化財、双幹の巨木で通称
39	上八幡のヒイラギ 	トゲナシヒイラギと呼ばれている。
4.0	釜無川レクリエーションセン	###X
40	ター(西八幡公園)	芝生が美しい
41	西八幡の個人庭のシラカシ	推定樹齢 250 年
4.0	エル焼の畑 ウ田のケンナ	ケヤキの大木で樹勢良好、推定樹齢
42	西八幡の個人庭園のケヤキ 	450 年といわれている
4.0	田中区の花植えボランティア	自治会が各家庭に花を植えてもら
43	活動	い、皆で集まって交流している
44	玉幡小学校南側の県道	ハナミズキの並木が美しい
4.5	エル様の ノロハナエゴ	市の指定文化財、推定樹齢 250年
45	西八幡のイロハカエデ	の巨木で秋の紅葉が美しい
4.6	再 様の ヤフギナ	推定樹齢 250 年の昔は珍しかった
46	西八幡のトヤマガキ 	甘柿の大木である
47	玉幡公園(Kai・遊・パーク)	芝生、ケヤキなどの大木が美しい
48	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	学校周辺のカシノキ、ヒマラヤスギ
40	竜王南小学校の緑地 	がすばらしい
		樹齢 30~40 年のサクラが美しい
49	南部公民館のサクラ	自治会が設置した花壇があり、住民
		が春秋に植栽管理している
50	八王子神社のサクラ	
51	県立農林高校の緑の環境	
		東郷平八郎が来甲のおりに立ち寄
52	錦農園	った青柳氏の宅跡である
32	प्रस्कृतिया	竜王北小学校に譲渡され「竜王北小
		の森」となっている
53	損保ジャパン研修センターの	ツツジが美しく眺望も最高である
- 33	庭園	許可を得れば庭園が見学できる
54	椿いっぱいの小さな公園	小さい公園だが、椿が何種類かある



法久寺のコツブガヤ

祭り・イベント等のお宝 (分布図の青の地点)

		•
番号	場所と名称	内容
1	大久保の太太神楽	
2	米笠地区のホタルまつり	
3	薬師堂のサクラ祭り	商工会の出店、航空学園の太鼓等が ある
4	三社神社の祭り	おみゆきさん、信玄太鼓
5	山県神社の祭り	山県大弐先生のお祭り
6	田中地区八幡神社の夏祭り	神輿が出て、夜は祭り一色となる 地区の田風会がすばらしい活動を している



大久保の太太神楽

人のお宝 (分布図の黄の地点)

番号	名称
1	キャンプ、乗馬、陶芸などのインストラクター
2	 森林インストラクター
3	株体インストングター
4	庭つくり名人
5	サツキづくり名人



三社神社の祭り (おみゆきさん)

眺望地点、その他 (分布図の赤の地点)

番号	場所と名称	· 内 容
1	富士山、黒富士の眺望地	
2	ホッチ峠の饅頭石	
3	獅子滝	
4	ふるさと自然観察路	
5	甲斐敷島梅の里クラインガル テン	
6	敷島総合公園からの眺望	湖と遠方にみえる山並みが美しい
7	サントリー登美の丘ワイナリーの環境	ぶどう畑と花畑の眺め、高台からの 眺望がすばらしい
8	シャトレーゼベルフォーレワ イナリーの林	
9	甲州街道の稲久保付近からの 眺望	富士山が大きくきれいに見えるビューポイントである
10	赤坂台総合公園(ドラゴンパ ーク)からの眺望	富士山と南アルプスの眺望が楽し める
11	川の中の道祖神	
12	富士山の眺望地	
13	竜王南小学校からの眺望	富士山と一体となった風景がすばらしい
14	ウォーキングルート	釜無川から塩川橋までのサイクリング&ウォーキングコース
15	黄梅院の墓	
16	中秣塚古墳	赤坂台古墳群の中の一基であり、古 墳時代後期の円墳である



双田橋付近からの富士山

5. 甲斐市緑のまちづくり条例及び関連要綱

(1)甲斐市緑のまちづくり条例

平成17年3月31日 条例第11号

(目的)

第1条 この条例は、緑の適正な保全及び一層の緑の創出に関し必要な事項を定め、市と市民、 事業者等が一体となって豊かな緑につつまれた美しく明るい生活環境の形成を図り、文化的で 安らぎと潤いのあるまちづくりを進めることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 緑化 樹木等を植栽し、育成し、及び保護することにより市民の生活環境に緑地を確保することをいう。
 - (2) 樹木等 樹木、樹林、生け垣、草花及び芝等をいう。
 - (3) 事業者 個人又は法人で市内で工場、事務所、店舗及び賃貸住宅等を営むものをいう。
 - (4) 所有者等 土地の所有者、管理者又は占有者をいう。

(市長の責務)

- 第3条 市長は、第1条の目的を達成するため、緑化の推進に関する計画を策定するとともに、必要な施策の実施に努めなければならない。
- 2 市長は、市民及び事業者等の緑化が効果的に推進されるよう、緑化に関する知識の普及及び意識の高揚に努めなければならない。
- 3 市長は、市民及び事業者等が組織する緑化団体を育成するとともに、これらの団体が自発的 に行う緑化活動を促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(市民の責務)

第4条 市民は、緑を愛護し、地域及び家庭の緑化に自ら努めるとともに、市が実施する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、事業活動を行うに当たり、緑の適正な保全及び環境の緑化に努めるとともに、 市が実施する施策に協力しなければならない。

(公共施設の緑化)

- 第6条 市長は、市が設置し、又は管理する公園、学校、庁舎その他の公共施設について、別表第1で定める緑化に関する基準(以下「緑化基準」という。)に基づき、その緑化に努めなければならない。
- 2 市長は、市内に土地又は施設を有する国及び他の地方公共団体に対し、別表第1で定める緑化 基準に基づき、緑化に努めるよう要請するものとする。

(民間施設の緑化)

第7条 市民、事業者及び所有者等は、その設置し、又は管理する住居、工場、事務所、店舗及び 賃貸住宅等(国又は地方公共団体が設置し、又は管理するものを除く。)の敷地について、別表 第2で定める緑化基準に基づき、その緑化に努めなければならない。 2 市長は、前項の緑化について必要があると認めるときは、その状況を調査し、指導することができる。

(花と緑のまちづくり運動)

- 第8条 市長は、地域の緑化及び緑の愛護思想の高揚を図るため、市民及び事業者とともに花と緑のまちづくり運動を積極的に行うものとする。
- 2 前項の花と緑のまちづくり運動は、次に掲げる事項について行うものとする。
 - (1) 公共施設、地域、住宅、事業所等の緑化の実践
 - (2) 花苗及び苗木等の配布
 - (3) 緑化に関する技術指導及び知識の普及
 - (4) その他市長が特に必要と認める事業

(緑化に関する助成等)

第9条 市長は、第1条の目的を達成するために、緑化を推進する個人又は団体等に対し、指導、助言又は苗木等の供給、あっせんその他緑化に必要な支援を行うよう努めるとともに、予算の範囲内で助成することができる。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(竜王町緑のまちづくり条例の廃止)

2 竜王町緑のまちづくり条例(平成9年竜王町条例第3号)は、廃止する。

別表第1(第6条関係)

公共施設の緑化に関する基準

	27 (10 K) (10 (10 (10 (10 (10 (10 (10 (10 (10 (10			
X	分	緑化基準		
公	夷	敷地の面積から建築物、附属施設面積を控除した面積の50パーセント以上 の緑地があること。		
学	校	1 敷地の面積(運動場の敷地を除く。)から建築物、附属施設面積を控除した面積の30パーセント以上の緑地があること。 2 運動場の敷地については、当該敷地の面積の5パーセント以上の緑地があること。		
庁舎、公営住宅そ		敷地の面積から建築物、附属施設面積を控除した面積の30パーセント以上		
の他の公共施設等		の緑地があること。		

別表第2(第7条関係)

民間施設の緑化に関する基準

X	分		緑	化	基	準	
敷地の面積が1,000平	方メートル未満の場合	敷地の面積 た面積の1					 _
敷地の面積が1,000平	方メートル以上の場合	敷地の面積 た面積の2					 _

(2) 甲斐市花と緑のまちづくり推進協議会補助金交付要綱

平成17年3月31日 告示第50号

(趣旨)

第1条 この告示は、甲斐市緑のまちづくり条例(平成17年甲斐市条例第11号)第8条に定める花と緑のまちづくり運動を市民等と一体となって進めるため、花と緑のまちづくり推進協議会(以下「推進協議会」という。)が行う事業に対して補助金を交付するものとし、その交付に関しては、甲斐市補助金等交付規則(平成16年甲斐市規則第48号)に規定するもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において推進協議会とは、第1条の趣旨に賛同する市内の機関、団体及び市民によるグループ等で構成し、自らが花と緑による潤いのあるまちづくりに積極的に取り組むことを目的とした、緑化ボランティアの推進母体としての機能と役割をもつ組織をいう。

(補助金額)

第3条 補助金の額は、予算に定める範囲内で毎年度市長が定める額とする。

(補助対象事業及び経費)

- 第4条 補助金の交付の対象となる事業は、次のとおりとする。
 - (1) 公道及び公共施設等での高い効果が期待できる飾花事業等
 - (2) 地域の景観形成又は地域の交流拠点づくりとなる飾花事業等
- 2 補助対象となる経費は、前項の事業に要する経費で、次に掲げるものとする。
 - (1) 花木に要する費用(花苗、種子、球根、苗木等)
 - (2) 資材に要する費用(腐葉土、肥料、プランター等)
 - (3) 管理に要する費用(用具、薬剤、給水等)
 - (4) 飾花活動等の普及、啓発及び支援、助成等の費用
 - (5) 研修会、講習会等に要する費用
 - (6) 団体の事務及び運営に関する費用
 - (7) その他市長が認める経費

(交付申請)

- 第5条 推進協議会の代表者は、補助金の交付を受けようとするときは、次に掲げる書類を添えて、花と緑のまちづくり推進協議会補助金交付申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。
 - (1) 事業計画書
 - (2) 収支予算書
 - (3) 協議会会則
 - (4) 構成員名簿
 - (5) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、適正と認めたときは、花と緑のまちづくり推進協議会補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するとともに、補助金を交付するものとする。

(実績報告)

- 第7条 推進協議会の代表者は、事業が完了したときは、次に掲げる書類を添えて、速やかに花と緑のまちづくり推進協議会実績報告書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。
 - (1) 事業報告書
 - (2) 収支決算書
 - (3) その他市長が必要と認める書類

(交付決定の取消又は返還)

- 第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、補助金の交付決定を取消し、又は交付した補助金の全額又は一部を返還させることができる。
 - (1) 偽りその他不正な手段により交付申請し、又は交付を受けたとき。
 - (2) 補助金が交付の目的に反して使われたとき。
 - (3) その他市長が不適当と認めたとき。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成17年4月1日から施行する。
 - (双葉町花のまちづくり推進事業費補助金交付要綱の廃止)
- 2 双葉町花のまちづくり推進事業費補助金交付要綱(双葉町制定)は、廃止する。

(3)甲斐市緑化推進記念樹交付要綱

平成17年3月31日 告示第51号

(目的)

第1条 この告示は、市民の新築、誕生及び結婚を祝し、記念となる苗木(以下「記念樹」という。) を交付することにより、緑豊かな生活環境を創出し、潤いのあるまちづくりの推進を図ること を目的とする。

(交付の事由及び交付対象者)

- 第2条 記念樹の交付の事由及び交付対象者は、次のとおりとする。
 - (1) 新築 平成17年4月1日以後、市内に住宅又は事業所を新築又は取得した者
 - (2) 誕生 平成17年4月1日以後に誕生した子供の親で市内に住所を有する者
 - (3) 結婚 平成17年4月1日以後に結婚した夫婦で市内に住所を有する者

(記念樹の種類及び交付数)

- 第3条 記念樹の種類は、次に掲げるもののうちから、交付対象事由1件につき1本を交付するものとする。
 - (1) カシ
 - (2) 月桂樹
 - (3) モミジ
 - (4) ハナミズキ
 - (5) ゴールドクレスト
 - (6) その他市長が認める樹種

(交付の申請)

第4条 記念樹の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、事由の生じた日から1年 以内に緑化推進記念樹交付申請書(別記様式)を市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

- 第5条 市長は、前条の申請書の内容を審査のうえ記念樹の交付を決定したときは、記念樹の交付を行う期日及び場所等を当該申請者に通知するものとする。
- 2 前項に規定する記念樹の交付を行う期日及び場所等は、市長が指定するものとする。

(記念樹の育成)

- 第6条 記念樹の交付を受けたもの(以下「受領者」という。)は、記念樹を市内で育成しなければ ならない。
- 2 受領者は、記念樹の健全な育成を図るため、周囲に配慮するとともに、適正な管理に努めなければならない。
- 3 市長は、記念樹の適正な管理及び保護育成に対し、必要な指導又は助言を行うことができる。

(交付決定の取消又は返還)

- 第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、交付決定を取消し、又は 交付した記念樹を返還させることができる。
 - (1) 偽りその他不正な手段により交付申請し、又は交付を受けたとき。
 - (2) 交付された記念樹をこの告示の目的に反して使用したとき。
 - (3) 前条第1項及び第2項の規定に違反したとき。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成17年4月1日から施行する。

(竜王町緑化推進記念樹配布要綱の廃止)

2 竜王町緑化推進記念樹配布要綱(平成9年竜王町訓令第7号。以下「旧要綱」という。)は、廃 止する。

(経過措置)

3 この告示の施行の日の前日までに、旧要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

(4)甲斐市生け垣及び花壇推進に関する補助要綱

平成16年9月1日 告示第81号

(目的)

第1条 この告示は、都市緑化の一環として生け垣及び花壇造りを推進し、もって健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(補助基準)

第2条 この告示で補助の対象とする生け垣及び花壇とは、市民が居住するために所有し、又は 管理する宅地(専用住宅の建設を目的とした開発行為により造成された宅地で開発行為者の所 有に係るものを含む。)及び事業所の公道(幅員が4メートル未満の公道の場合は、建築基準法(昭 和25年法律第201号)第42条第2項に規定する道路の境界線をいう。)に面した部分に設置する もので別表に定める基準に該当するものとする。

(補助金額)

第3条 補助金額は、次の表1及び表2の区分により算定した額を合計し、1,000円未満を四捨五 入した額とする。

表1

X	分	補助対象基本額	補助率	補助限度額
生け垣	樹木の購入経費	生け垣の延長に1メートル 当たり9,500円を乗じて 得た額	3分の2	190,000円
生 1) 坦	支柱の購入経費	生け垣の延長に1メートル 当たり2,250円を乗じて 得た額	3分の2	45,000円
花壇	花壇の設置経費	花壇の延長に1メートル当 たり9,000円を乗じて得 た額	3分の2	180,000円
化 <u>塩</u>	苗、種の購入経費	花壇の面積に1平方メート ル当たり500円を乗じて 得た額	3分の2	10,000円
生け垣・花壇	生け垣・花壇の設 置のためブロック 塀等の取壊し経費	ブロック塀等の面積に1平 方メートル当たり9,000 円を乗じて得た額	3分の2	180,000円

表2

X	分	補助金額
樹木の移札	植経費	生け垣の延長に1メートル当たり3,000円を乗じて得た額

2 前項表1の場合において、生け垣又は花壇の設置に要する実施経費の単価が補助対象基本額の単価に満たないときは、当該実施経費の3分の2の金額を補助金額とする。

(補助金交付申請)

- 第4条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、生け垣・花壇設置補助金 交付申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。
- 2 前項の補助金交付申請は、設置時の1回とする。

(補助金交付の決定)

- 第5条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し現地調査を 行い適正と認めたときは、予算の範囲内において補助金の交付の決定をする。
- 2 市長は、補助金の交付を決定する場合必要と認めるときは、条件を付して決定することができる。

(交付決定の通知)

第6条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定をした場合は、生け垣・花壇設置補助金 交付決定通知書(様式第2号)で申請者にその旨を通知するものとする。

(申請事項の変更届)

第7条 申請者は、補助金の交付の決定後第4条の規定による申請事項に変更を生じたときは、理由を付して市長の承認を得なければならない。この場合において市長は、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

(完了及び検査)

第8条 申請者は、生け垣又は花壇の設置が終ったときは速やかに完了届(様式第3号)を市長に提出し、検査を受けなければならない。

(補助金交付)

第9条 市長は、検査の結果支障がない場合は、補助金を交付するものとする。

(遵守事項)

第10条 補助金の交付を受けた者は、生け垣又は花壇のもつ特性を生かすため、適正な維持管理を行い、優れた景観形成に努めるものとする。

(協議)

第11条 補助金の交付を受けた者は、積極的に生け垣又は花壇の育成と保護に努めるとともに、生け垣又は花壇設置後5年以内に形状の変更をする場合は、市と協議するものとする。

(補助金の返還)

- 第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は交付決定を取り消し、又は交付した補助 金の全部若しくは一部を返還させることができる。
 - (1) 申請事項に偽りがあったとき。
 - (2) その他義務違反があったとき。

(その他)

第13条 この告示の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成16年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の竜王町生け垣・花壇推進に関する補助要綱(平成元年竜王町訓令第10号)の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

別表(第2条関係)

(生け垣)

	X		分		基	準
延				長	3m以上	
樹	木	の	規	格	樹高(植栽後の宅地面から)1.0m以上、	枝幅0.3m以上
樹	木	の	間	隔	1mごとに2~3本以上	
道	K路か	らの	後退路	巨離	幹を境界線からおおむね0.5m以上離	す。
<u></u> →	差点	の空	△ ÷	+ ===	交差点に面した部分の樹高(植栽後の道	道路面から)を斜辺3mの角切り
× :	左从	の 文	± X:	1 來	に相当する部分を道路面から0.8m以	下にする。
					宅地には、これと隣接した家庭菜園を	:含む。
					植栽地の盛土をブロックなどで囲む場	合は、ブロックの高さを道路面
そ		Ø		他	から0.5m以下にする。	
۲		U)		16	傾斜地の宅地の場合で道路に面して土	:留めの擁壁がある場合、当該擁
					壁の上部で道路に面した部分に設置す	る生け垣で上記の基準に適合
					するもの	
推	薦		樹	種	カナメモチ、ネズミモチ、サンゴジュ	、ドウダンツツジ、シラカシ、
1E	氚	i '	[당]	作里	キンモクセイ、サザンカ及びイヌツゲ	1
避	1+ -	<i>-</i>	樹	種	毛虫の発生、刈り込みに問題があるカ	ラマツ、マサキ及びムクゲ
世	ו לו	たし		作里	赤星病が発生するカイヅカイブキ	

(花壇)

1. /		
区分	基	準
延長	3m以上	
花 壇 の 奥 行 き	道又は水路からの境界線から0.7mを確保	呆する。(縁石部分を含む)
面積	2.1㎡以上(縁石部分を含む)	
土 留 の 高 さ	道路面等より0.5m以下	
苗木等の間隔	低木については1㎡当たり5株を、草花にとする。	こついては12株の植栽を標準
推薦樹種	サツキ、ツツジ、ツゲ及び草花	

6.用語の解説

あ行

用 語	解説
生け垣・花壇設置補助事業	住宅や事業所の公道に面した部分に、補助要件に該当する生け垣・花
土り坦・化塩改直開助事業 	壇を設置する場合、その費用の一部を補助する制度
大け行 共痘笠コン/カーU	花と緑あふれる潤いのあるまちづくりを目的に実施しているコンク
生け垣・花壇等コンクール	ール

か行

用 語	解説
+力 Æh	市民・企業・行政等の複数の主体が、目標を共有し、ともに力を合わ
協働	せる活動
	景観法は、都市及び農山漁村における良好な景観の形成を促進するた
景観法	め、関連施策を総合的に講ずることにより、美しく風格のある国土の
	形成を図ることを目的とした法律
公共施設緑地	都市公園以外で公園緑地に準ずる機能を有する施設
	クリやミズナラなどで構成される、標高が高い涼しい地域に成立する
	二次林(過去に伐採などの人為が加えられ、その後に成立している森
クリ・ミズナラ群落	林)の代表的な植生
	群落とは、同一の立地条件のもとに成立している相観(目立つ植物に
	よってつくられた景観)が同じ植生の単位
 クヌギ コナラ群落	クヌギやコナラなどで構成される二次林の代表的な植生であり、クリ
フスイ コノノ研洛	ーミズナラ群落よりも標高が低く、温暖な地域に成立。

さ行

用	語	解説
市街化区域		都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街地として積極的に開
山北江心区域		発、整備する区域
市街化調整区域		都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域
		ボランティア活動を行う住民・企業・グループなどが「里親」となり、
里親制度		公園などの公共スペースを「養子 (アドプト)」として、清掃や管理
		活動を行う制度
市民緑地		土地所有者と地方公共団体などが契約を締結し、緑地を公開すること
コープに大派大型		によって市民が利用できる制度
戊田口 捶	•	施策や事業によるサービスを提供した結果として、市民にもたらされ
成果目標		る成果の満足度等を図るための指標

た行

用語	解説
第 1 次甲斐市総合計画	本市の将来像と目標達成のための基本的施策、その実現に向けた具体
第一人中支巾総合計画	的な施策や指針などを定めた計画
代償植生	人間の手が加えられて成立した植生
+中14:1日154/ト	人間の活動を主要因とする温室効果ガスの増加によって、地球全体の
地球温暖化 	平均気温が上昇している現象
東海地震に係る地震防災	大規模地震対策特別措置法に基づき、東海地震によって被害が生じる
対策強化地域	恐れのある地域として、内閣総理大臣が指定する地域
	「都市」の範囲を示す区域
都市計画区域	具体的には、人口の分布・土地利用の状況などから一体の都市として
	捉える必要がある区域
都市計画マスタープラン	都市づくりの将来の望ましい姿(将来像)を示し、その将来像を実現
制印計画マスタープププ	するための基本的な方針と施策を示した計画
都市緑地法	都市における緑地の保全及び緑化の推進の基本となる法律
	都市公園法に基づき、国又は地方公共団体が都市計画区域内に設置す
都市公園	る公園(街区公園・近隣公園・地区公園・総合公園・運動公園など)

は行

用 語	解 説
	行政が政策や計画などを決定する際に、素案を公表し、広く市民の意
パブリックコメント	見や情報を聞き、提出された意見などを考慮しながら最終決定を行う
	制度
ヒートアイランド現象	建物の密集や緑地面積の減少などの要因により、都市部の気温が郊外
ヒードアイフンド現象	部の気温と比べて等温線を描くように、島状に高くなっている現象
	クラスとは、植物のまとまりを分類する植物社会学において、自然植
	生に注目した場合の最も大きな範囲を示す単位
ブナクラス域	わが国では、ヤブツバキクラス域(暖温帯域) ブナクラス域(冷温
	帯域) コケモモ・トウヒクラス域 (冷帯域)の3つの自然植生単位
	を区分

ま行

用 語	解説
民有林	国有林以外の森林(県有林、市有林、私有林などを含む)
マネジメントサイクル (PDCAサイクル)	計画(Plan 計画)に基づいて、具体的な目標の実現に向けた施策を実行(Do 実行)し、定期的な実施状況の把握と評価(Check 評価)を行って、改善(Action 改善)を重ねていく進行管理システム

や行

用	語	解	説		
四,今+中+士	•	都市計画における雑多な建築物の混在を	を防ぐため、	用途、	形態などに
用途地域		関する一定の規制を定める都市計画の制	訓度		

ら行

用	語	解	説	
ᄵᆋᆉᄊᆉᄼᄼᆕ		良好な住環境を創るため、土地	所有者等の合意によって、	緑地の保全
緑地協定 		や緑化に関する協定を締結する	制度	

わ行

用	語	解説
ワークショップ		問題解決手法の一つであり、住民参加型まちづくりの合意形成の手法
		参加者が自ら参加・体験して、学び・創造するスタイル

甲斐市緑の基本計画

発行日 平成 2 1 年 3 /発行者 山梨県甲斐市 平成21年3月

〒400-0192 山梨県甲斐市篠原 2610

TEL 055(276)2111

http://www.city.kai.yamanashi.jp/ E-mail: toshi-keikaku@city.kai.lg.jp

甲斐市都市建設部都市計画課 編集

TEL 055(278)1669 FAX 055(276)7214